

## 市谷議員 要望項目一覧

令和4年度5月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>【燃油・物価高騰及び強風関連対策】</b></p> <p>1. 価格対策・中小業者対策</p> <p>①消費税を直ちに5%に引き下げ、インボイス制度は中止するよう国に求めること。消費税支払い困難事業者に対する減免措置を実施すること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心して、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税率引下げを求めることは考えていない。</p> <p>また、複数税率の制度下における適正な税務経理、申告を行う上でインボイスは必要不可欠なものであり、制度の中止又は延期を求める考えはない。本県では、円滑な制度移行に向けて、令和5年10月1日の導入までの経過措置期間に丁寧な周知を行うようこれまで知事会等を通じて国に要望しており、令和4年度税制改正大綱では、事業者に対する制度周知に加え、経営相談等に係る体制の強化のほか、免税事業者が不当な取扱いを受けないよう独占禁止法や下請法等の取扱周知・相談窓口対応など、引き続き事業者の準備状況等を把握しつつ必要な対応を行うことが示されたところである。</p> <p>税の減免措置は租税債権を放棄し消滅させる行政処分であることから要件の設定適用は慎重に検討すべきであり、また線引きによりかえって不公平が生じる恐れもあることから、まずは給付で対応するのが望ましく、国において租税や給付等の制度全体の制度設計の中で検討されるべき問題と考える。</p> <p>なお、納税が困難な者への猶予については、納税者の実情に応じて猶予制度等の徴収緩和措置の適用が可能であり、柔軟かつ適切な対応がとられることとなっている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②原油価格高騰対策として、トリガー条項の発動を含む卸売価格の引き下げを求めること。県は融資制度（融資利率1.43%・9月末まで延長）で対応するとのことだが、既にコロナ融資を受けておりこれ以上融資は受けられないとの声がある。飲食店、運輸業、中小製造業、障害者就労支援事業所、農業、漁業等の燃油代に対する直接支援の手立てをとること。</p>	<p>4月26日に政府が決定した原油価格・物価高騰等総合対策において、燃油に対する激変緩和策の拡充・延長がなされ、実効性ある原油価格高騰対策が進められることから、その動向を注視していく。</p> <p>燃油代の直接支援は考えていないが、制度融資のほか、燃油・物価高騰下でも事業継続していけるよう、業種・業界に応じた物価高騰対策の取組支援、感染防御型ウィズコロナに対応した県内事業者の新分野進出・事業転換、飲食店等がグループで取り組む集客促進支援や事業多角化などについて、5月補正予算による対応を検討している。</p> <p>なお、障害者就労支援事業所を運営するNPO法人等も制度融資の活用が可能である。</p> <p>【5月補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【総合緊急対策】県内企業感染防御型Withコロナ新事業展開支援事業 400,000千円</li> <li>・【総合緊急対策】グループで取り組む「感染防御型Withコロナ」のお店応援事業 300,000千円</li> <li>・【総合緊急対策】業種別物価高騰対策推進支援事業 30,000千円</li> <li>・【総合緊急対策】新型コロナ安心対策認証店特別応援事業（インターネット予約） 300,000千円</li> <li>・【総合緊急対策】みんなでやらいや農業支援事業（原油高緊急支援） 50,000千円</li> <li>・【総合緊急対策】燃油高騰緊急対策事業（水産業支援） 8,550千円</li> <li>・【総合緊急対策】交通事業者に対する緊急支援事業 102,000千円</li> </ul>
<p>③政府に小麦の売り渡し価格引き下げ（負担軽減）を求めること。食料費、材料費、建設資材等、中小業者の資材仕入れ価格への補填や、「鳥取県産品導入」の促進支援策を講じること。</p>	<p>小麦については国内生産だけでは需要を満たせないため、政府が国家貿易により外国産小麦を計画的に輸入し需要者に売り渡している。政府売渡価格については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づいて一定のルールで改定されており、引き下げなどを求めることは考えていない。</p> <p>4月26日に政府が決定した原油価格・物価高騰等総合対策において、エネルギー・原材料・食料等安定供給対策が講じられていることから、その動向を注視していく。また、県においても制度融資のほか、業種・業界に応じた物価高騰対策の取組支援などについて、5月補正予算による対応を検討している。なお、県の予算執行にあたっては、補助事業者の事業執行も含め、鳥取県産業振興条例に基づき、事業者の受注機会の増大や県産品利用の促進に努めることとしている。</p> <p>【5月補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【総合緊急対策】業種別物価高騰対策推進支援事業 30,000千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④小中学校・特別支援学校の給食食材費が値上がりし、給食費を値上げしないよう、栄養士の献立づくりや、食材納入業者の仕入れが大変になっている。給食費の値上げや給食のおかずが減らされることがないよう、食材費値上げ分に対する県の独自補填や、県が学校給食無償化の手立てをとること。準要保護世帯の給食費が無料となるよう県が支援すること。コロナ対策の学校給食への地元食材導入支援は、子どもたちや市町村からも大好評であった。地元産食材導入や、昨年度より2.83円上がる給食牛乳(国支援額がR4年度0.03円減額された)に、県が補填すること。地元食材保管のため市町村や農業団体が整備する倉庫設置に、県が財政支援すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」を活用し、食材等の高騰による学校給食費、寄宿舎食費を値上げせざるを得ない県立学校の給食業務委託事業者に学校給食費等の値上額等を支援することにより保護者の負担軽減を図ることを検討しており、市町村においても同交付金を活用した小中学校の給食費の値上額等の支援に向けて検討している。</p> <p>学校給食費に係る準要保護者に対する支援については、県独自に補助や無償化など直接支援することは考えていない。</p> <p>地元食材保管のための倉庫設置については、市町村等から要望等は受けておらず、現時点では財政的な支援は考えていない。</p> <p>【5月補正】</p> <p>・【総合緊急対策】学校給食費等負担軽減事業 <span style="float: right;">3,500千円</span></p>
<p>⑤障害者就労支援事業所は、小麦や燃油高騰で、「パンの販売価格の値上げでしのいでいるが、利用者の給食費や送迎費が上がり経営を圧迫」、「クリーニングの重油やナイロン代が上がっているが価格転嫁できない」など経営が苦しくなっている。利用者工賃や労働者賃金の引き下げにならないよう、障害者就労支援事業所に対し物価高騰に対する臨時的な支援策を講じること。</p>	<p>原油価格高騰に関しては、県として総合相談窓口の開設や地域経済変動対策資金の支援を行っており、障害者就労支援事業所を運営するNPO法人等も活用が可能である。</p> <p>また、工賃維持向上のため、障がい福祉サービス事業運転設備資金融資や新商品開発支援補助など、県独自の支援を行うとともに、障害者就労事業振興センターにおいて事業所の相談支援を行っているところであり、引き続きこれらの活用を促していく。</p>
<p>⑥今年3月の強風は、最大瞬間風速は、鳥取市吉方、鳥取空港、大山町塩津では3月の観測史上最大となり、13の市町村で暴風警報が発令された。農業施設被害は1/3の補助制度が適用されたが、住家や事業所の建物被害は支援策がなかった。コロナ禍と物価高騰で経営が苦しく被害建物を改修できないままの事業所もある。何らかの支援を検討すること。</p>	<p>自然災害に対しては、被害の影響等を見極めながら対策を講じる場合もあるが、基本的にはそれぞれの事業所等が保険加入などにより独自に備えておくものであり、このたびの建物被害に対する事業者への直接的な支援は考えていない。</p>
<p>2. 生活困窮対策</p> <p>①住民税非課税世帯に限定せず、給付金は広く困窮者を対象とするよう国に求め、県独自の給付金制度を創設すること。急激な物価高騰に対して生活保護扶助費を引き上げること。</p>	<p>住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は国制度であり、その給付対象については、コロナの影響等を踏まえ、国が責任をもって適切に判断すべきものであることから、国に対して見直しを求めることは考えていないが、電気代の値上がり等を踏まえ、市町村と協調し生活困窮世帯に対する単県の支援制度を検討している。</p> <p>生活保護扶助費の基準については、国の社会保障審議会の報告書を踏まえ、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して国が責任をもって設定するものであり、県として急激な物価高騰に対して引き上げを求めることは考えていない。</p> <p>【5月補正】</p> <p>・【総合緊急対策】生活困窮者緊急支援事業 <span style="float: right;">1,334,663千円</span></p>

要望項目	左に対する対応方針等
②アルバイト収入が減少した学生等への生活費や家賃への支援・給付を行うこと。	学生に対する経済的支援については、国の高等教育の修学支援新制度や独立行政法人日本学生支援機構の緊急特別無利子貸与型奨学金などの支援策が講じられており、また、各大学においても、それぞれの状況を踏まえながら地域の方からの食糧寄付による学生支援やアルバイト紹介等の支援が行われていることから、県の独自支援は考えていない。
③生活福祉資金特例貸付制度利用者に対する返済免除の要件を、いっそう緩和すること。	生活福祉資金の特例貸付に係る返済免除の要件緩和については、全国知事会のほか県独自でも国に対して要望している。
④住宅確保給付金の対象拡大と期間延長を行うこと。学生も支援対象に加えること。	住居確保給付金について、制度継続をこれまでも国に要望してきているところであるが、対象の拡大等制度内容に関することは、コロナの影響等を踏まえ、国が責任をもって適切に判断すべきものであり、国に対して見直しを求めることは考えていない。 学生については、世帯生計の維持者であり、かつ、収入要件や求職活動要件等を満たす場合は、現行制度においても支給対象となっている。
3. 社会保障	年金制度については、国において将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築するため、適宜必要な見直しが図られているものであるため、国に対する要望等は考えていない。
①6月からの年金削減をストップするよう国に求めること。  ②10月実施の後期高齢者医療費窓口負担の2倍化を中止・凍結するよう国に求めること。 県独自に保険料軽減策を講じ、検診費用無料化を促進すること。	後期高齢者医療制度の窓口負担の見直しは、国において将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築する観点から検討・決定されたものであり、国に対して中止を求めることは考えていない。令和4・5年度の保険料率決定にあたっては、県が所管する財政安定化基金等を活用し、保険料の軽減を図っているところである。 また、健診費用の自己負担額の無料化については、市町村の判断で決定するものと考えており、県独自の方策を講じることは考えていない。
③無料低額診療事業に対する県の広報を強め、事業対象外となっている院外薬局への支援を県が行うこと。	無料低額診療事業について、県のほか、各市町村、医療機関においてもホームページ等で周知を行っている。また、自立相談支援機関では、相談の内容に応じて無料低額診療事業に関する情報提供も行っている。 なお、無料低額診療制度は、国が医療保険制度の中で検討すべき事項であることから、その検討状況を注視していく。
④18歳までの子どもの医療費を完全無料化すること。	小児特別医療費助成については、子育て世帯の負担軽減を目的に行っているものであり、通院1回530円上限（入院1日1,200円上限）の自己負担は適正と考えている。
4. 賃金引き上げ	最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専権事項であるため、その動向を注視していきたい。
①中小企業への10兆円規模での賃金引上げ支援とセットで、最低賃金を時給1500円に引き上げるよう国に求めること。 ②大企業の内部留保への課税を新設し、賃金引き上げに誘導するよう国に求めること。	

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③実施が不十分な看護師、保育士、介護士等ケア労働者への処遇改善策の実施を促すこと。特に、給与規定を理由に改善されていない公務員の保育士の処遇改善を促すこと。</p>	<p>看護職員、保育士等及び介護職員の処遇改善については、令和4年1月に全医療機関、全市町村及び全社会福祉施設に対して周知を行い、制度の利用を促した。なお、実効性のある対応とするため、処遇改善計画書、実績報告書により、収入の引上げに活用されたことを確認することとしている。</p> <p>公立公営施設の保育士等に対する国交付金の活用については、一般行政職との給与バランスの問題もあることから、設置者である市町村において判断されるべきものである。</p>
<p>5. 農業対策</p> <p>米価下落に加え、資材・燃油・飼料・肥料等の高騰が一層農家経営を悪化させ、水田転作交付金削減への懸念、加えてインボイス制度導入による消費税負担や取引からの排除に対する懸念等から、離農が加速し、農村維持をも困難にする恐れがある。当面の価格対策と同時に、「食料自給率」や「地産地消率」向上を目標に掲げ、再生産可能な価格所得補償制度の確立、農産物や飼料・肥料の地元産への転換支援など、農業を産業としてしっかり守り育てる施策へと転換することが必要である。</p> <p>①コメ戸別所得補償制度の復活または米価下落補填（下支え）制度の創設を国に求め、今からでも米価下落に対する県の補填制度を創設すること。</p>	<p>平成16年の米政策改革開始以降、各産地が自らの判断で需要に応じた米生産に取り組んでおり、米に対して助成する仕組みでは、需給環境の改善、米価の回復にはつながらないため、米の戸別所得補償制度の復活等を求める国要望や県独自の補填制度の創設は考えていない。</p>
<p>②ナラシ対策は、令和4年度から、6月末までの加入申請時に「出荷販売契約数量等報告書」を提出しなければ補填金が受けられなくなり、報告数量が原則補填対象上限とされる。こうした加入をためらわせる手続きはやめるよう国に求めること。また、加入対象を、認定農業者・集落営農組織・認定新規就農者以外にも拡大し、補填基準となる「標準的収入」は毎年のように下落している買上げ価格ではなく、再生産可能な価格を基準とし、補填は10割となるよう改善を求めること。</p>	<p>「出荷販売契約数量」の提出時期は、需給調整をさらに進めるために前倒しされたものであり、6月以降の契約量変更にも対応すること、大豆・麦は以前から同様の取扱で不具合もないことから、加入時の不利益にはつながらない。</p> <p>また、農業者は、補償内容や自己負担を踏まえ、収入保険制度等の制度と比較・検討の上、加入していることから、制度の見直しを求めることは考えていない。</p>
<p>③肥料・飼料の価格安定のための財政支援策を新設・強化すること。特に価格安定対策がない肥料について県が独自支援を実施すること（H20年11月補正では増加見込み額に対し県が支援）。「鳥取県自給飼料行動計画」が策定されているが、自給飼料生産を更に拡大する計画と支援策をつくること。肥料の自給のため、家畜排せつ物の肥料化への支援、バイオマス発電の普及と発電過程で出る液肥の有効活用を促進すること。</p>	<p>国において、肥料の安定調達・価格高騰対策として、肥料製造業者が肥料原料を代替国から調達する際の掛かり増し経費や、生産者の肥料コスト低減体系への転換に係る取組の支援が打ち出されており、県独自の支援策は考えていない。現在、後者の取組支援の活用について、JA、市町村等に周知しているところである。</p> <p>また、令和4年5月10日に「自給飼料増産行動計画」を新たに策定する会議を開催し、自給飼料生産拡大を検討している。</p> <p>家畜排せつ物の堆肥化だけでなくバイオマス発電での有効活用も含めた検討を行うための支援も当初予算で対応している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④令和4年度以降の水田活用の直接支払交付金は、「今後5年間水張り（水稲作付け）が行われなければ令和9年度以降交付対象としない」「多年生牧草は収穫のみを行う年は3.5万円/10aから1万円/10aに削減」「飼料用米・米粉用米の複数年契約の追加配分0.6万円/10aの廃止」との削減方針を国はいまだに撤回していない。輸入飼料が高騰する中、国産飼料を増産するためにも転作交付金の増額こそ必要である。現在の「交付金削減」の中止と、交付金の増額を国に求めること。また飼料用米への転作は、面積拡大しない場合も県が支援すること。</p>	<p>水田農業の経営安定化に向けて、「水田活用の直接支払交付金」等の十分な予算確保と継続した取組への支援を拡充するとともに、交付対象水田の見直しについて、生産現場の取組状況を十分に検証し、今後の対応について生産者等へ丁寧に説明するよう、令和4年4月に国に要望を行った。</p> <p>県独自の支援について、飼料用米へのさらなる転換を拡大するため、当初予算で交付単価の引き上げ（3,300円/10a（R3）⇒上限額5,000円/10a）を行っている。</p>
<p>⑤鳥取県が実施する小麦の二毛作助成金が削減されたと聞くと、削減を撤回すること。「大山こむぎ」を使っている障害者就労支援事業所や学校給食は、輸入小麦高騰の影響が少なくすんでいる。県内での小麦生産が進むよう支援策を検討すること。</p>	<p>二毛作助成金は、JAグループ、市長会、町村会、生産者組織、県等で構成される「鳥取県農業再生協議会」でメニュー化し、国から生産者へ直接交付される助成金である。この度の助成金の削減については、令和4年3月28日に開催された当該協議会総会において承認されたもので、県が単独で削減を撤回することはできない。</p> <p>令和5年産の県内小麦の生産拡大支援については、夏頃に生産現場の意向を伺いながら、対応を検討する。</p>
<p>⑥加工乳には、生産支援となる「加工原料乳生産者給付金」があるが、生乳にはない。飼料価格や配送費の高騰で生乳の生産経費が増しており、生乳生産そのものへの支援制度を創設すること。</p>	<p>県は飼料高騰で影響のある酪農家への支援を5月補正予算で検討している。</p> <p>【5月補正】</p> <p>・【総合緊急対策】畜産経営緊急救済事業 405,700千円</p>
<p>⑦肉用牛肥育経営安定交付金（マルキン制度）は9割補填から10割補填に高めること。乳用牛の肥育経営安定交付金制度を創設すること。</p>	<p>マルキン制度について、国に10割補填に高めることについての要望することは考えていない。ただし、飼料高騰への緊急対策として、県による残り1割部分の1/2の支援を5月補正予算で検討している。なお、乳用牛を肥育した牛についても従来からマルキン制度の対象となっている。</p> <p>【5月補正】</p> <p>・【総合緊急対策】畜産経営緊急救済事業 405,700千円</p>
<p>⑧過剰米の国による全量買い上げを実施するよう求め、鳥取県としても過剰米買い上げを行い、子ども食堂や学生への食糧支援を実施すること。</p>	<p>県は、直接的な過剰米買い上げではなく、今後の米の需給動向を踏まえながら、水田農業のあり方について長期的視点に立ち、当初予算で、主食用米からの作付転換のさらなる推進や生産体制の強化、経営資金の確保、消費拡大、水田の維持等、生産から販売までの総合的な対策を展開しているところである。</p> <p>国は、令和3年度補正予算で、市場に影響を与えない長期的な販売を促すための米の保管経費や子ども食堂等の生活弱者への提供を支援する「コロナ影響特別対策事業」を創設し、本県では全農とつとりが事業を活用しており、子ども食堂ネットワーク等を通じて本県産米が子ども食堂等へ提供される見込みであることから、県独自の支援は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑨鳥取県はこの5年で2割も農家が減っている。島根県のように、半農半Xで農業を兼業とする方に一定の給料を保障し、農業の担い手、農業法人の担い手を育てること。</p>	<p>島根県の半農半Xへの支援は、定住促進で成果がある一方、農業施策としての効果は限定的との課題があると伺っており、園芸品目の産地化が進んでいる本県にそのまま取り入れることは馴染まない。</p> <p>本県独自の支援策である県版農の雇用事業、集落営農体制強化支援事業、産地主体型就農支援モデル確立事業などにより、今後も意欲ある多様な担い手への支援に取り組んでいきたい。</p>
<p>6. 林業対策</p> <p>①木材不足が深刻で、値段も上がり、最近では県外大手メーカーが鳥取の木材市場で買い付けていき、県内業者に県産材が出せない。また運送費も値上がりしている。木質バイオマスのチップも不足している。県内業者が県産材を購入できるよう、木材購入や運送費への支援策を講じること。</p>	<p>木材不足に対応するため生産体制の強化に意欲的に取り組む県内製材等事業者への支援について、5月補正予算による対応を検討している。また、県内森林からの出材を加速させるため、既存事業を活用して皆伐再造林や路網整備、高性能林業機械の導入を積極的に進めていく。なお、運送費への支援は、全業種に関わる共通の案件であり、個別での対応は考えていない。</p> <p>【5月補正】</p> <p>・【総合緊急対策】木材産業経営緊急サポート事業 4,300千円</p>
<p>②山に木はあっても、切り出す人材が不足している。2024年度の森林環境税実施を前提に、2019年度から市町村に森林環境譲与税が前倒して譲与されているが、多くを使い残しており、日南アカデミーの人材育成に対する市町村支援、林業従事者の奨学金制度など、人材育成や人材不足解消の取組への活用を促進すること。</p>	<p>現在、県では森林環境譲与税を活用して、にちなん中国山地林業アカデミーの研修生に対して、林業就業に必要な資格の取得を支援するとともに、国の補助事業も活用しながら就業準備金を支給している。今後も引き続き町と協力しながら即戦力となる人材の育成に努めていく。</p>
<p>7. エネルギー対策</p> <p>①再生可能エネルギーによる自給率の抜本的向上をはかり、ロシア産石炭の輸入禁止を理由とした原発依存はやめるよう、国に求めること。</p>	<p>国がロシア産石炭の輸入禁止を理由として、昨年度策定した第6次エネルギー基本計画を変更し、原子力発電の割合を高めるとは聞いていない。</p>
<p>②中国電力が実施している太陽光発電等の再生可能エネルギーの「出力制限」の中止と、再生可能エネルギーをベースロード電源とするよう求めること。</p>	<p>出力制御は、電気は需要と供給を均衡させる必要があるため、事前に定めているルールに従い需要の少ない時期に送電事業者が供給量を抑制しているもの。再エネの出力制御を実施しない場合は、電力の安定供給に支障が生じる恐れがあるため、出力制御を行うことはやむを得ないものと考えます。</p> <p>ベースロード電源とは、一般的に季節、天候、昼夜を問わず、一定量の電力を安定的に低コストで供給できる電源で、発電種別は石炭火力、地熱、水力、原子力とされており、風力や太陽光発電を現状においてベースロード電源とすることは適当ではない。</p>
<p>8. 財政・金融対策</p> <p>○円安を誘導し、輸入物価を引き上げる、「異次元金融緩和」政策からの抜本的転換を国に求めること。</p>	<p>日本銀行による、いわゆる「異次元金融緩和」政策は、本来は供給される通貨総量を増やし、実質金利の引き下げ等による景気の下支えを図るものであり、円安誘導を目的としたものではないが、国際経済情勢の大きな変動の影響により、結果として円安が進行している。</p> <p>急激な円安は輸入コストの上昇等をもたらすことから、地域経済においても為替の安定は非常に重要な要素であることも踏まえ、全国知事会等を通じて、地域を支える中小企業等の現状を踏まえた支援強化を国に求めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>【コロナ対策】</b>            新型コロナは、より感染力の強いB A. 2が圧倒的となり、連休後は新規感染者数も、クラスター発生も増加傾向である。今後、「感染拡大を抑えながら社会経済活動を回していく」（「感染防御型Withコロナ」）とのことであるが、オミクロン株は軽症者が多いとはいえ、感染者が増えれば、重症患者の増加や新たな変異株の出現にもつながるため、「感染拡大防止策」、「医療提供体制強化」、「休業補償・減収補填」は、引き続き実施が必要である。</p> <p>①感染レベルの判断は、軽症者が多いというオミクロン株の特性に合わせ、新規陽性者数よりも、「最大確保病床使用率・重症病床使用率に重点」を置いて判断することであるが、各事業所などの感染拡大防止対策の目安となる「警報発令基準」は、「新規陽性者数に重点」を置いたものとし、早期の感染防止対策を促していくこと。</p>	<p>見直し後のレベル判断については、引き続き新規陽性者数と病床使用率を併用し、総合的に判断する。</p> <p>新型コロナ警報については、病床使用率のみを指標とする見直しを行ったところだが、警報とは別に、新規陽性者数の動向（短期的な急増、感染経路不明割合増など）に応じて県民に注意喚起を行っていく。</p>
<p>②症状の有無にかかわらず無料検査が受けられるよう、5月末までの一般市民向け無料検査及びクラスター化が懸念される医療機関・福祉施設等の職員への随時無料検査を、更に期間延長すること。感染確認があった場合は、濃厚接触者だけでなく接触者等も含め、幅広く無料検査を引き続き実施すること。</p>	<p>感染確認前には、有症状者に対する医療機関受診後の行政検査、無症状者に対する無料検査を用意し、誰でもPCR検査等を受けることができる体制を確保しているほか、感染確認後にも、濃厚接触者に対する保健所の行政検査、これに該当しない者に対しては無料検査と幅広く検査対象としている。無料検査期間の延長については、感染状況等を踏まえて適切に判断していく。</p> <p>医療機関や社会福祉施設等が行うPCR検査等への支援は、令和4年5月末まで補助率10/10とし、施設内一斉検査、定期検査も対象とするなど幅広く範囲を拡大し運用しているところである。</p> <p>なお、現在の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、今後必要となる経費についても5月補正予算で検討している。</p> <p><b>【5月補正】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【総合緊急対策】新型コロナウイルス感染症検査体制整備事業 921,502千円</li> <li>・【総合緊急対策】感染拡大傾向時におけるPCR等検査無料化事業 871,000千円</li> <li>・【総合緊急対策】社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業（高齢者施設の新型コロナ対策支援事業） 280,000千円</li> </ul>



要望項目	左に対する対応方針等
<p>③クラスターが発生した医療機関では、一部病棟閉鎖や救急受け入れの中止、スタッフの休業等、医療活動を縮小させて対応している。コロナ患者への医療が継続できるよう支援し、クラスター収束後も医療活動が継続できるよう、コロナ空床補償や減収対策など経営維持のための手立てを講じること。検査に必要な検査キット、綿棒、試薬等を重点配布し、濃厚接触者や症状の有無に関わらず無料（行政）検査を実施し、早期囲い込みの手立てを講じること。備蓄されているN95マスクを医療機関に恒常的に配布すること。</p>	<p>コロナ患者の入院医療機関において一時的に負荷が生じるケースを想定し、他の医療機関が看護職員を応援派遣する仕組みを構築し、運用に向けて人材確保を図っているところである。</p> <p>院内感染により実質的にコロナ患者専用病棟となっている医療機関については、都道府県が厚生労働省と協議することにより、重点医療機関とみなして空床補償を適用することができるため、該当医療機関と個別に調整する。</p> <p>抗原定性検査キット、検査試薬等については、医療機関の調達に支障が生じないように、万全の供給確保対策を全国知事会を通じて国に要望している。</p> <p>N95マスクについては、四半期ごとに医療機関へ配布しており、希望に応じて随時追加配布するなど、臨機応変に対応している。</p> <p>【5月補正】</p> <p>・【総合緊急対策】通常医療との両立を図るための院内感染拡大防止等対策強化事業 120,000千円</p>
<p>④コロナワクチン接種後の副反応で、疲労感や長期にわたる倦怠感で苦しんでいる方がいる。治療できる医療機関や救済制度の紹介を徹底すること。また救済制度が使えるよう認定基準の改善を求めること。</p>	<p>新型コロナワクチン接種後の副反応については、県の専門相談窓口「鳥取県新型コロナワクチン相談センター」において相談対応を行っており、治療が必要な方はかかりつけ医を受診していただくことや国の予防接種健康被害救済制度があることなどを紹介し、県のホームページにおいても周知している。</p> <p>なお、予防接種健康被害救済制度については、国の審査会において予防接種と健康被害との因果関係を個別に審査した上で、国が認定しているものであり、国に対して認定基準の改善を求めることは考えていない。</p>
<p>⑤子ども・学校関係のコロナ感染が続き、保護者がたびたび仕事を休まざるを得なくなっている。小学校等休業対応助成金・支援金を継続するよう国に求め、国制度にのれないフリーランスへの支援制度を県が再創設すること。</p>	<p>小学校等休業対応助成金・支援金については、全国知事会が「感染再拡大の抑制と社会経済活動の両立に向けた緊急提言」（令和4年4月26日）において、制度の更なる活用と延長を国に求めている。</p> <p>また、小学校等の休業を含め、コロナ禍の影響を受けた個人事業主を含む事業者に対しては、現在受付中のオミクロン株影響対策緊急応援金をはじめとした8回にわたる県応援金事業で支援を行ってきたところである。県小学校休業等対応補助金については、応援金等による支援が始まっていなかった制度創設時とは状況が異なることから、再創設は考えていない。</p>
<p>⑥小規模事業者や個人事業主などが感染したり、濃厚接触者となった場合には、労働者にはある傷病手当や休業補償制度がない。事業主向けの何らかの休業補償制度を創設し、国民健康保険の傷病手当の対象になれるよう市町村国保を県が支援すること。</p>	<p>コロナ禍の影響を受けた個人事業主を含む事業者に対しては、現在受付中のオミクロン株影響対策緊急応援金をはじめとした8回にわたる県応援金事業で支援を行ってきたところであり、休業補償制度の創設は考えていない。</p> <p>国民健康保険の傷病手当については、権限を有する市町村が保険財政状況等を踏まえ、それぞれの判断で実施されるものであるため、小規模事業者や個人事業主等が国民健康保険の傷病手当の対象となるよう市町村国保へ支援を行うことは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑦事業復活支援金を少なくとも持続化給付金並みに拡充し、家賃支援等給付金を再支給するよう国に求めること。</p>	<p>事業復活支援金については、給付額の上限引き上げや算定対象期間を4月以降とする同様の支援制度の創設を、既に全国知事会を通じて国に強く求めている。なお、事業復活支援金は、家賃などの固定費負担支援も包含していることから、家賃支援等給付金の再支給を別途国に求めていくことは考えていない。</p>
<p>⑧「鳥取県オミクロン株緊急対策応援金」（5月末申請期限）は、手続き終了後、速やかに支給すること。現在実施している「お食事クーポン券」や「We Love山陰キャンペーン」「スペシャルウェルカニキャンペーン」はよいが、お客が偏り、使ってもらえない事業所には支援が薄くなる。感染収束していない中、特に夜の酒類提供の飲食店等は客入りが回復したとは言えない状況にあり、今後またお客が減る可能性もある。収入減少に対する「業者応援金」制度も並行して実施すること。</p>	<p>鳥取県オミクロン株緊急対策応援金については、当初から申請書類の簡素化、電子申請システムの利活用等により早期支給に努めてきた。現在5千件、総額15億円を上回る多くの申請をいただいているところであるが、申請受付から概ね2～3週間程度で支給を行っており、引き続き早期支給に努める。</p> <p>今後県としては、感染防止と社会・経済活動の両立を図る「感染防御型withコロナ」に取り組むこととしており、感染防御型ウィズコロナに対応した県内事業者の新分野進出・事業転換、飲食店等がグループで取り組む集客促進支援などについて、5月補正予算による対応を検討している。</p> <p>現時点では収入減収補填のための応援金制度を設けることは考えていない。</p> <p>【5月補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【総合緊急対策】県内企業感染防御型Withコロナ新事業展開支援事業 400,000千円</li> <li>・【総合緊急対策】グループで取り組む「感染防御型Withコロナ」のお店応援事業 300,000千円</li> </ul>
<p>⑨「メリハリのあるマスク着用」が呼びかけられているが、発達障がい、感覚過敏、無呼吸症候群等、「マスクをつけたくてもつけられない方」が誤解を受けることがないように、米子市のような「マスクをつけることができません」カードを普及すること。</p>	<p>障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮については、「人権配慮に係る県民へのメッセージ」に盛り込み、鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部会議やとりネットにおいて、「不当な差別や偏見につながることはないよう、県民の皆様の御理解をお願いします」と呼びかけている。</p> <p>県としては、このようなメッセージの発信に力を入れていくこととしており、カードの普及までは考えていない。</p>
<p>【障がい者・高齢者施策】</p> <p>①特別障害者手当は、障害者手帳がなくても要介護4・5の方で、在宅でなくても有料老人ホームや小規模多機能型居宅介護事業所、グループホームの入居者も支給対象になるが、県や市町村のHPの制度紹介では、施設入居者全般が対象にならないように見え、断念しかけた方がある。岡山市のように支給対象者がもっとわかるよう自治体の制度紹介を改善すること。また医師の診断書でなくても要介護認定の証明で代替可能であることを市町村に徹底すること。制度自体が知られておらず、申請しなければ支給もされないため、対象になる可能性のある方には、積極的に行政やケアマネから制度案内をすること。</p>	<p>特別障害者手当の支給の対象は、「精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者」となっており、この「在宅」の定義や、医師の認定診断書の省略が可能な場合について、改めて市町村に周知したところである。</p> <p>なお、制度の周知については今後も引き続き、県・市町村、関係機関等を通じて実施していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②他県の国立施設におられた強度行動障がいのある方が、県内に帰って来られたが、県内の施設から部屋と人員の不足を理由に入所を断られ、改修した町営住宅に入居することとなった。県の支援制度（事業所への1人分の人件費支援）を使って専門のホームヘルパーの支援を受けることになったが、不安との声がある。施設入所できるよう、施設に対する支援をもっと手厚くすること。</p>	<p>強度行動障がい者の施設への入所に当たっては手厚い支援体制が必要なため、1：1相当の人員配置で支援を行うために必要な職員人件費がまかなえるよう、県独自の補助を市町村と協調して実施している。</p> <p>また、従前からの国補助金を活用した施設の新設等に対する補助制度に加え、令和4年度からは、当該補助制度の県独自上乗せ制度の対象に強度行動障がい児者を受け入れる場合を含めることとし、さらに、強度行動障がい者を受け入れる施設が、受入れにあたり居室等の改修が必要な場合に、1居室あたり最大で150万円を補助する制度を創設するなど、事業者を強力に支援しているところである。</p>
<p>③ALSの方が病院から施設に一時帰宅しようとしたが、「24時間対応訪問介護サービス」は、制度はあっても、実施しているのは県内では倉吉市の事業所一か所だけで、実際には使うことが困難である。制度がある以上、使えるよう社会資源を早急に整えること。</p>	<p>ALSなどの難病患者も利用できる障害福祉サービスにおける重度訪問介護については、令和4年2月実績で15事業所がサービスを提供している。（うち6事業所が24時間対応）</p> <p>なお、令和4年度よりサービスの提供が更に広がるよう、手厚いケアが必要な重度者へサービスを提供する際の県独自の加算制度を新設し、事業者を強力に支援しているところである。</p>
<p>④障がい者雇用となっている方がパワハラを受け、厚労省の「ハラスメント悩み相談室」に電話したがつながらず、24時間メール相談したが返事が翌日となってしまったとのことである。場合によっては緊急を要する場合も考えられるため、鳥取県としても24時間パワハラ相談の対応を検討すること。</p>	<p>厚生労働省の「ハラスメント悩み相談室」は、電話相談が月曜～金曜の17時から22時及び土曜・日曜の10時から17時、メール相談が24時間受付で72時間以内に返信という取扱いとなっているが、民間においても24時間対応の相談窓口が提供されているところであり、周知を図っていく。</p> <p>なお、労働施策総合推進法の改正により、令和4年4月からは中小企業においても相談窓口の設置等を含むパワーハラスメント防止のための措置が義務付けられたところであり、あわせて周知を図っていく。</p>
<p><b>【エネルギー対策・生活環境施策】</b></p> <p>①再エネ特措法のガイドラインでは、地域住民とのコミュニケーションを怠れば認定取り消しとなる。ところが、日本風力エネルギー株式会社が計画している鳥取及び鳥取西部風力発電事業においては、会社は計画内容が定まっていない段階で土地所有者と地上権契約し、計画内容を知った土地所有者から契約解除したいと声上がるほどコミュニケーション不足である。しかも、土地所有者側からは契約解除できないとか、契約内容を他人に言うなというようなひどい契約内容である。土地所有者側が希望すれば契約解除できるよう、経産省が会社を指導するよう求めること。土地所有者側からの契約解除要求を認めないようであれば、認定取り消しするよう求めること。</p>	<p>地上権契約は事業者と土地所有者間で交わされた私契約であり、民法の規定では契約の際に錯誤や詐欺があった場合などは契約を取り消しできるとされていることから、まずは、契約当事者が弁護士に相談されるべきと考える。</p> <p>また、FIT法の事業計画ガイドラインにおいては、地域住民との関係構築は「努力義務」として規定されており、それを怠っていると認められる場合には、FIT法に基づき経済産業省からの「指導・助言の対象となる可能性がある」とされている。</p> <p>県は、事業者に対し、地域住民が不安に感じている事項について、丁寧な説明と周知を行い適切に対応するよう引き続き要請していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②島根原発2号機について、知事は、「7つの条件を前提」として「設置変更許可」を了承したとしている。前提条件というのであれば、それが満たされてから了承すべきである。了承を撤回すること。「知事は再稼働を了承したわけではない」というが、この点について中国電力はどう認識しているのか明らかにすること。そして「7つの前提条件」の1つに、「工事計画認可等所要の法令上の手続きについて、その状況を適宜鳥取県、米子市及び境港市に報告し、県民に対し分かりやすく丁寧な説明を行うこと。この際、本県等より意見を出した場合は誠意をもって対応する」としているが、これまでも住民説明会は少なく、今までの中国電力の説明が丁寧で納得が得られるものであったとは思わないし、住民から不満の声も出ている。「丁寧な説明」とは「住民が求める説明会に全て対応する」という意味なのか。また、「本県等より意見を出した場合は誠意をもって対応する」というのは、近く6月議会で鳥根県知事が再稼働を了承することが考えられるが、今後の法令手続きの中で鳥取県が再稼働ノーと表明した場合、再稼働はストップするということなのか、以上回答をいただきたい。</p>	<p>令和4年3月23日の県議会議員全員協議会での協議結果を踏まえ、令和4年3月25日に県と米子市、境港市の連名により、「原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策」について、7つの条件を前提として了解するものであり、中国電力の誠意ある対応を強く求めた。</p> <p>これに対し、中国電力からは、令和4年4月7日付けの文書で、7つの条件に対し、誠意をもって対応する旨の回答があった。</p>
<p>③鳥取県上下水道広域化・共同化案が示され、水道で中部3・西部3の計6地区の統廃合で43.6億円削減、下水道施設東部10・中部17・西部8の計35地区の統廃合で41.9億円削減できるとしている。今年度中に県は計画策定の予定であるが、それまでに関係住民への直接説明の機会が全く設けられておらず、一般的なパブコメに留まっている。まずは関係住民に計画案を説明し、住民の合意を大前提に手続きはすすめる、住民合意がないものは計画案から削除すること。また、計画外の上下水道施設の改修費用補助率と補助額のアップを国に求めること。</p>	<p>県が今年度策定することとしている上下水道広域化・共同化計画は、令和5年度以降に市町村が事業化を検討するメニューについて検討方針やスケジュールを想定することが目的であって、広域化の実施を決定するものではない。また、下水道においては、広域化・共同化計画の策定が令和5年度以降の社会資本整備総合交付金の交付要件とされていることから、幅広く計画に盛り込んでいる。</p> <p>計画策定は市町村と共同で、その意向を尊重しながら進めており、市町村が必要に応じて市町村議会、関係住民に説明されるべきものであるが、市町村からの要請があれば、県も同席して丁寧に説明を行うようにしている。</p> <p>なお、計画外の上下水道施設の更新等に係る国庫補助金についてはこれまでも国に対して拡充等の要望を行っており、今後も引き続き要望を行ってまいりたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>【平和・憲法】</b></p> <p>①ロシアのウクライナへの侵略は2か月が過ぎてもなお続いている。米国と一緒に「軍事同盟」や「体制選択」で世界を二分するようなスローガンの発信をするのではなく、「国連憲章を守れ」の一点で国際社会が団結してプーチン大統領を包囲するよう、憲法9条を持つ国として日本政府が役割を發揮するよう求めること。またロシアの戦争に乗じて、憲法9条改悪や敵基地攻撃能力の保有、核兵器の共有等、軍事的強化に進むことは止めるよう政府に働きかけること。ウクライナ避難民に対する支援を継続すること。</p>	<p>ロシアによるウクライナ侵攻への日本の対応については、政府において日本国憲法の理念である国際的中立の立場からの平和外交と国際協調主義に基づき、国際社会と連携して我が国及び国際社会の平和及び安全のために尽力されているものと認識している。</p> <p>なお、外交・防衛に関する憲法改正や敵基地攻撃等の防衛力強化については、国の専権事項であり、政府において責任を持って対応されるべきものである。</p> <p>ウクライナ避難民に対する支援については、4月1日に「ウクライナ避難民受入支援相談窓口」及び「ウクライナ避難民受入支援ワーキンググループ」を設置し、住宅の確保を行うなど受入体制を整えており、県内に避難して来られた方の当面の生活に必要な経費や翻訳・通訳などの新たな支援を5月補正予算で検討している。</p> <p><b>【5月補正】</b></p> <p>・【総合緊急対策】ウクライナ避難民受入支援事業 <span style="float: right;">5,000千円</span></p>
<p>②今年に入ってから米軍機低空飛行訓練が続き、ひどい爆音に恐怖を感じたとの声も聞いた。引き続き低空飛行訓練の中止と騒音測定器の設置を国に求め、島根県のように県独自でも騒音測定器を設置し飛行実態を正確に把握すること。また島根県等他自治体では、米軍機の飛行状況がインターネットで公表されている。鳥取県も目撃報告をHPで公表すること。</p>	<p>米軍機の低空飛行訓練に関しては、外交・防衛に係る国の専権事項であるため、引き続き、県独自の要望や全国知事会・中国地方知事会の要望を通じ、日米合同委員会合意の遵守、飛行情報の提供、騒音測定器等の設置について、国の責任において必要な措置を講じるよう求めることとしている。</p> <p>また、鳥取県が把握している目撃情報は、住民の方から市町村に寄せられた米軍機以外の航空機を含む情報であり、米軍機の飛行情報として公表することはふさわしくないと考えている。</p>
<p><b>【子ども・教育】</b></p> <p>①物価高騰が貧困を加速させている。せめて学校では、子どもたちに、トイレトペーパーと同じように生理用品を保障するため、すべての学校のトイレに、生理用品を常備すること。</p>	<p>県立学校では、ほとんどの学校で保健室に生理用品を備え、必要な生徒からの申し出に応じて配布する形で対応している。生徒が保健室に相談に来ることをきっかけに、養護教諭等が本人や家庭の状況を聞き取り、場合によっては福祉分野など外部の関係機関につなげていくことで、背後にある課題の根本的な解決を図るようにしているため、県立学校内の女子トイレ等に生理用品を配備することは考えていない。</p>
<p>②高校生のパソコンは、格差がでないよう、全員に購入費を補助するか、全員貸与とすること。</p>	<p>県立高校のパソコン購入については、今後の更新費用や他県の対応状況等も踏まえ、生徒や保護者、中学校等にも丁寧に説明を行った上で、入学者にパソコンを自費購入していただいた。</p> <p>なお、購入が困難な世帯については、同等機種で学校が保有するパソコンを貸与していることから公費負担することは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③鳥取市立富桑小学校では、児童増加に伴い、教室不足となり、島根原発の避難場となる多目的室に、図書室を移動せざるをえなくなり、教室確保や学童保育の部屋の確保に大変苦労している。県下の学童保育の専用スペースや教室不足を調査し、子どもの育ちにふさわしい環境を整備するよう市町村と相談し、必要な施設整備をすること。また整備のための支援のかさ上げをすること。</p>	<p>市町村立小学校の施設整備については市町村が検討すべきことであり、市町村教育委員会においては、人口推計や近年の増減の傾向等を勘案しながら、必要となる学級数の見込みを立て、教室不足が見込まれる場合は、状況に応じ他の教室を普通教室に転用するなど工夫し対応されている。</p> <p>また、国の補助制度を活用し、計画的に新たに普通教室を整備する自治体もある。</p> <p>県としては、これまでも教育環境を確保するための改築事業や大規模改造事業などの各種事業が円滑に実施できるよう、国の財源の確保をはじめ補助要件の拡大、補助率・補助単価の引き上げについて国に要望をしてきたところであり、今後も、市町村が必要な対応ができるよう、引き続き国に対し支援の拡大、充実を要望していく。</p> <p>放課後児童クラブの実施主体は、市町村であり、専用施設の設置基準は、省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき市町村が定めている。放課後児童クラブで使用する施設の状況や施設整備の必要性については実施主体である市町村において把握されていることから、県で調査等を行う予定はないが、今後も引き続き市町村から相談等があれば、適切に対応していく。</p> <p>また、市町村が設置する放課後児童クラブの施設整備に対しては、国の子ども・子育て支援整備交付金を活用し、県も支援しているところであり、独自のかさ上げを行うことは考えていない。</p>
<p>④学童保育の県の障がい児加配は、運営費が残る市町村では使えない仕組みになっている。運営費ではなく、障がい児の在籍実態に応じて使えるよう制度を改善すること。</p>	<p>市町村の行う放課後児童クラブの運営に対しては、国の子ども・子育て支援交付金事業を活用して県も支援を行っており、障がい児を受入れるクラブに対しては、専門的知識を有する担当職員を配置する場合の加算制度が設けられている。</p> <p>また、受け入れる障がい児数や配置する担当職員数が国の基準以上となる場合には、単県事業である鳥取県放課後児童健全育成事業費交付金で、国の補助対象とならない部分に対して支援を行っている。国基準以上の担当職員を配置した場合には人件費等の必要となる運営費が増額となり、単県事業の活用が可能となることから、県の制度を改正することは考えていない。</p>
<p>⑤平成28年度からスタートした保育士資格のない子育て支援員の保育所への配置は、保育士不足を補う緊急的・時限的なものであったが、延長を重ね、令和7年3月末までの期限となっている。しかし、子育て支援員の配置状況は、減るどころか、当初の267人から365人へ（保育所は158人から241人へ）と増加の一途をたどり、「解消」には程遠い状況である。保育士が増えるよう、県独自の処遇改善策や、市町村が非正規ではなく正規保育士が増やせるよう支援策を講じること。</p>	<p>子育て支援員の保育所への配置は、実施施設から、「正規保育士の配置に余裕ができた」、「コロナ感染症対策に人員を充てることができた」と好評をいただいている。</p> <p>併せて、県としても正規保育士を確保するため、鳥取県社会福祉協議会や鳥取短期大学と連携し、学生や潜在保育士を対象にしたコーディネーターによる相談支援、就職支援セミナーの開催、保育の魅力発信フェスの開催、高校生等を対象にした出前説明会などに取り組んでいる。</p> <p>また、特例措置が終了する令和7年3月末以降に向けて、人口減少・少子化が進む中、市町村ごとに必要な保育の量の見込み等について、市町村と引き続き連携・協議しながら、保育士確保に向けて必要な対策を講じていく。</p>